

三総第248号の2
令和4年1月26日

阪神土建労働組合
執行委員長 足立 司 様
阪神土建労働組合三田支部
支部長 寺村 純一 様

三田市長 森 哲 男



建設労働者・職人、地元零細業者の仕事確保と不況対策に関する要望書について（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年11月18日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 地域住民が住宅の新築やリフォーム工事を行う際、地元の建設業者が施工する際に、施主に工事費の一定額（率）を助成する住宅リフォーム助成制度を創設して下さい。（産業政策課）

住宅リフォーム助成制度については、現在、既存民間住宅の耐震化の促進を目的とした「三田市わが家の耐震改修促進事業」や福祉施策に関する「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」（以下「バリアフリー化助成事業」という。）及び「三田市住宅改造費助成事業」（以下「住宅改造費助成事業」という。）を実施しております。このうち、バリアフリー化助成事業及び住宅改造費助成事業では、市内業者を利用する際の助成額を10%（上限5万円）加算することで市内業者の利用を促進しており、これら事業における令和2年度の市内業者利用実績は、バリアフリー化助成事業にあっては9件中5件、住宅改造費助成事業にあっては21件中8件でした。助成制度については、既存事業の検証などを含め、継続的な検討が必要であると認識しており、引き続き適切な制度運用を図ってまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

2 公共工事に従事する労働者に公正な賃金、労働条件が確保できるようにするために、2009年に千葉県野田市が制定した公契約条例制定して下さい。（契約検査課）

三田市が業務等を発注の際に使用している契約書第1条には法令遵守が定められており、労働法規を含む法令を受注者が履行に際して遵守することを明確化しております。また、請負工事・委託業務の一部においては、最低制限価格を設けた入札により適正価格での公契約に努めております。

最低賃金の上乗せ等を行う賃金水準を定める方策については、最低賃金法による全国的な判断で行うべきものと考えており三田市独自の公契約条例の制定は考えておりませんが、受注者が雇用する労働者の賃金等の労働条件が適正に確保されることの重要性は十分に認識しております。

なお、条例など例規整備の在り方については国・県の動向や条例制定自治体の効果状況等引き続き研究を行ってまいります。

3 建設従事者の方が来られた際は、私連組合が母体として運営している建設国保の御紹介をお願い致します。また、国保医療課の窓口に私連組合の作成したチラシを設置させて下さい。

(国保医療課)

国保加入等の窓口では、加入者から職種の聞き取りを行っておらず、建設従事者か判断ができないため、案内ができない状況です。また、国保医療課窓口には、建設国保の対象とならない方も多数来庁され、他の国保組合があるなかで特定の組合のチラシの設置はできませんのでご理解をよろしくお願いいたします。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。